

第8章 入場券

(入場券の発売)

第294条 次の各号に掲げる者が、乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年齢別の区分については、第73条第1項の規定を準用する。

(1) 大人

(2) 小児（大人及び小児が、2人を超える幼児を随伴するときは、その超える幼児については、小児とみなす。）

2 入場券は、駅において、係員又は乗車券類発売機により発売する。この場合、入場券の使用時間を制限して発売することがある。

3 前項後段の規定により入場券の使用時間を制限する場合は、券面に発売時刻及び使用時間を制限する旨を表示して発売する。

4 定期入場券は、別に定める駅において特に必要と認められる場合に限って発売する。

5 入場券は、入場する日の当日に発売する。

(入場券の種類及び料金)

第295条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、1枚について次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 普通入場券

イ ロ以外の駅

大人 140円

小児 70円

ロ 大阪附近の電車特定区間内の各駅

大人 120円

小児 60円

(2) 定期入場券

イ ロ又はハ以外の駅

大人 4,540円

小児 2,260円

ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅

大人 3,880円

小児 1,940円

ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅

大人 3,890円

小児 1,940円

2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。

(1) 普通入場券

イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅

大人 170円

小児 80円

ただし、新青森駅にあつては、前項第1号イに規定する額とする。

ロ 四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅

大人 160円

小児 80円

ただし、小倉駅又は博多駅にあつては、前項第1号イに規定する額とする。

(2) 定期入場券

大人 5,030円

小児 2,510円

ただし、新青森、小倉駅又は博多駅にあつては、前項第2号イに規定する額とする。

3 定期入場券を購入しようとする者は、次の様式による定期入場券購入申込書に使用者の住所・氏名及び年齢を記入のうえ、提出しなければならない。

定期入場券購入申込書

(定期入場券利用者)

定期入場券利用者

住所

氏名

年 月 日まで有効

入場券番号
記号
下

年 月 日

10.5cm (縦横)

備考 第35条第2項に規定する定期乗車券購入申込書をもつてこの申込書に代用することができる。

(入場券の効力)

第296条 普通入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限って、定期入場券は、発売日から1箇月間発売駅において記名人に限って使用することができる。この場合、第294条第2項の規定により使用時間を制限して発売した普通入場券にあつては、当該制限された使用時間（以下「制限使用時間」という。）内に限って使用することができる。

2 入場券所持者は、列車に立ち入ることができない。ただし、当社が特に認める場合は、この限りではない。

(入場券が無効となる場合)

第297条 入場券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

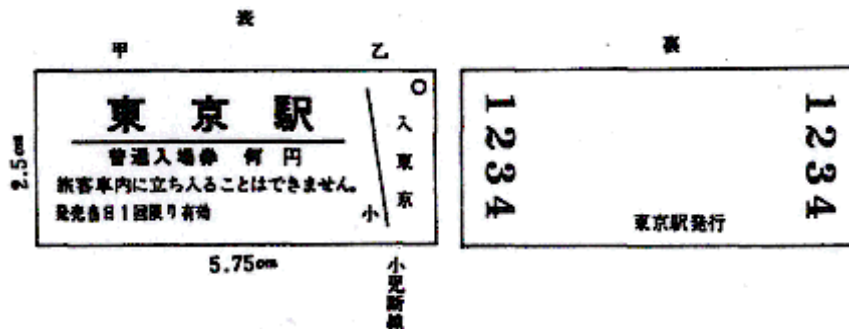
- (1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
 - (2) 発売駅以外の駅で使用したとき。
 - (3) 定期入場券をその記名人以外の者が使用したとき。
 - (4) 大人が小児用の入場券を使用したとき。
 - (5) 制限使用時間を超えて使用したとき。ただし、この場合にあつては、使用時間のうち制限使用時間を超えた時間（以下「超過使用時間」という。）について無効とする。
 - (6) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。
- 3 定期入場券が、第1項の規定によつて無効として回収された場合は、その記名人に対して以後定期入場券の発売をしないことがある。

(入場券の様式)

第298条 入場券の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合、普通入場券にあつてはその表面左端に発行日付印を押したものとし、定期入場券にあつてはその所定欄に駅名、有効期限、氏名、年齢及び発行年月日をそれぞれ記入したものとす。

(1) 普通入場券

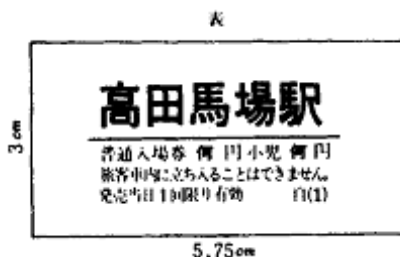
イ 一般用（大人小児用）



備考(1) 第294条第2項の規定により使用時間を制限して発売する普通入場券にあつては、「発売当日1回限り有効」を「発売時刻から2時間以内1回限り有効」の例により表示する。

(2) 必要に応じ、第184条第2項の規定を準用して様式の変更をすることがある。

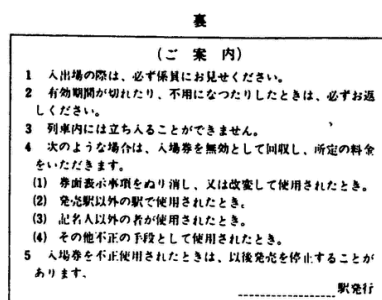
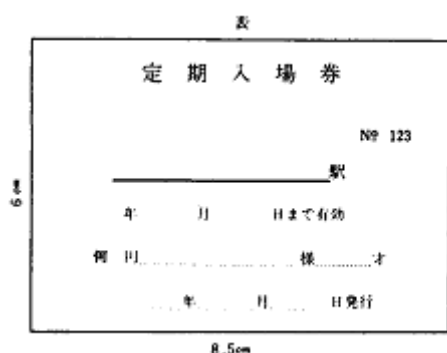
ロ 乗車券類発売機用（大人用・小児用）



備考(1) 表面に淡赤色で第186条に規定する字模様を印刷することがある。

- (2) 大人専用又は小児専用のものですることがある。この場合、小児専用のものにあつては、第184条第4項第1号の規定を準用する。
- (3) 大人専用のものに第188条第1項第2号に規定する印を押な[・]つし、小児に対して発売することがある。
- (4) 第222条の2に規定する特殊共通券又は第223条第4号に規定する特殊指定共通券の様式を使用することがある。
- (5) 第294条第2項の規定により使用時間を制限して発売する普通入場券にあつては、「発売当日1回限り有効」を「発売時刻から2時間以内1回限り有効」の例により表示する。

(2) 定期入場券（大人用・小児用）



備考(1) 表面に淡紫青色で第186条の字模様を印刷する。

(2) 必要により駅名を印刷する。

(3) 第223条第6号に規定する特殊指定共通券の様式を使用することがある。

(入場券の改札及び引渡し)

第299条 入場券は、入場の際に、係員に呈示して改札を受け、かつ、普通入場券については入鉄を受けるものとする。

2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引き渡すものとする。その効力を失つた場合もまた同じ。

(無札入場者)

第300条 乗車以外の目的によつて、入場券を所持しないで入場した場合又は第297条第1項第1号から第4号及び第6号の規定により入場券（定期入場券を除く。）を無効として回収した場合は、当該入場者から第295条の規定による普通入場料金を収受する。また、第297条第1項第5号に該当する場合（同項第1号から第4号まで及び第6号とあわせて該当する場合を含む。）は、超過使用時間を制限使用時間で除したもの（小数点以下切り上げ）に、第295条の規定による普通入場料金を乗じた額を収受する。

2 第297条第1項の規定により定期入場券を無効として回収した場合、当該入場者から当該入場券の効力の発生した日から無効の事実を発見した当日まで毎日1回ずつ入場したものとして、前項の規定を準用する。

3 前各項の規定は、第297条第2項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払いもどし)

第301条 第6条の規定により入場券の使用を制限し、又は停止した場合は、普通入場券を所持する者にあつては、入場料金額の払いもどしを、定期入場券を所持する者にあつては、引き続き5日以上制限し、又は停止したときに限り、1日につき普通入場券に相当する料金額の払いもどし又は相当日数の有効期間の延長を請求することができる。

2 前項による場合の外、入場料金の払いもどしはしない。

第9章 ギフトカード及びオレンジカード

第1節 ギフトカード

(ギフトカード)

第302条 「ギフトカード」とは、乗車券類若しくは入場券（以下この章においてこれらを「乗車券類等」という。）と引き換え又は第2編第7章の規定により旅客が支払う旅客運賃・料金相当額に充当することができる当社が発売した証票をいう。

(注) ギフトカードの発売は終了している。

(ギフトカードの額面金額)

第303条 ギフトカードの額面金額は、500円とする。

(乗車券類等との引換え)

第303条の2 旅客は、駅において乗車券類等を購入する場合又は第2編第7章の規定により旅客運賃・料金を支払う場合は、その旅客運賃・料金に相当するギフトカードを引き渡してこれに充当することができる。

(ギフトカードが無効となる場合)

第304条 ギフトカードは、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき
- (2) その他不正行為の手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造したものを使用した場合に準用する。

(ギフトカードの様式)

第304条の2 ギフトカードの様式は、別に定める。

(払いもどし)

第305条 旅客は、第303条の2の規定によりギフトカードを使用する際に生ずる額面金額未満のは数を除き、ギフトカードに対する金額の払いもどしを請求することはできない。

2 前項にかかわらず、旅客鉄道会社のいずれかが、前払式支払手段に関する内閣府令（平成22年内閣府令第3号）第42条に規定する基準を満たさなくなつた場合は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第20条第2項の規定に基づき、旅客は、当該旅客鉄道会社の発売したギフトカード

に対しては、前項に規定する額面金額未満の端数の金額であつても払いもどしを請求することはできない。

第2節 オレンジカード

(オレンジカード)

第306条 「オレンジカード」とは、乗車券類等と引き換え、又は精算することができる当社が発売した証票をいう。

(注) オレンジカードの発売は終了している。

(オレンジカードの種類)

第306条の2 オレンジカードの種類は、次のとおりとする。

種 類	オレンジカード の表示額
500円券	500
1,000円券	1,000
3,000円券	3,000

(乗車券類等との引換え)

第306条の3 オレンジカード所持者は、オレンジカード用の乗車券類発売機等によつて発売する乗車券類等（普通回数乗車券及び別に定める乗車券類等を除く。）と引き換え、又はオレンジカード用の精算機によつて精算することができる。

- 2 オレンジカードの表示額又は残額が引換え乗車券類等に相当する金額又は精算額に満たない場合は、別に現金を当該乗車券類発売機等又は精算機に充当することにより、乗車券類等と引換え又は精算することができる。
- 3 前各項の規定によりオレンジカードにより乗車券類等の引換え又は精算を取り扱う駅は、別に定める。

(オレンジカードが無効となる場合)

第306条の4 オレンジカードは、不正行為の手段として使用したときは、無効として回収する。

- 2 前項の規定は、偽造したものを使用した場合に準用する。

(オレンジカードの様式)

第306条の5 オレンジカードの様式は、別に定める。

(再発行及び払いもどし)

第306条の6 旅客は、オレンジカードの紛失等による再発行の請求をすることはできない。

- 2 旅客は、使用開始前又は使用開始後のいずれであつてもオレンジカードの払いもどしを請求することはできない。

第10章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

第307条 旅客は、第308条又は第309条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第4号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 暖炉及びこんろ（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。）
- (3) 死体
- (4) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第308条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第309条第1項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。）
- (5) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (6) 車両を破損するおそれがあるもの

2 旅客が、手回り品中に危険品を収納している疑があるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。

(無料手回り品)

第308条 旅客は、第309条に規定する以外の携帯できる物品であつて、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であつても、自転車及びサーフボードについては、次の各号の1に該当する場合に限り、車内に持ち込むことができる。

- (1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの
- (2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

3 旅客は、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

- (1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

(有料手回り品及び普通手回り品料金)

第309条 旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であつて、次の各号に該当するものは、前条第1項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払つて車内に持ち込むことができる。

(1) 長さ70センチメートル以内、最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が、90センチメートル程度の容器に収納したもので、かつ、他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるもの

(2) 容器に収納した重量が10キログラム以内のもの

2 普通手回り品料金は、旅客の1回の乗車ごとに、1個について280円とする。

(普通手回り品切符)

第310条 第309条の規定により普通手回り品料金を支払つて、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、普通手回り品切符又はこれに代る証票を交付する。

2 普通手回り品切符の様式は、次のとおりとする。

第1種 専用切符

表		裏	
◎		◎	
1072		ご 案 内	
九州旅客鉄道株式会社 普通手回り品切符		1 この切符は、表記の持込月日に使用されないと無効になります。 2 この切符は、途中下車しない限り、表記の区間に有効です。 3 この切符は、乗車の際、係員に呈示して入鉄を受けたいえ、手回り品の見やすい箇所にくくりつけてください。 4 この切符は、下車された駅で係員にお渡しください。 5 手回り品は、御自分で保管してください。	
6.8cm	料 金 1個について <u> </u> 円		
持 込 区 間	まで		
持 込 月 日月.....日		
持 込 列 車	第.....列車		
	年 月 日 () 駅		
※裏面の注意事項をお読みください。			
5.5cm			

備考(1) 赤色刷りとする。

(2) 番号は、1,000号から1,999号までとし、必要に応じ、番号の左方に「い・ろ・は」の例により記号をつける。

(3) 紙質は、上質紙81.4 g/m²とする。

(4) 上部の両面に、はと目紙をつける。

第2種 共用切符

甲

乙

丙

丁

備考(1) 甲・乙及び丙の3片制複写式とし、乙片を旅客に交付する。

(2) 番号は、800号から899号までとする。

(3) 紙質は、乙片は上質紙81.4g/m²とし、その他は薄葉紙22.1g/m²とする。

(4) 乙片の裏面上部に、はと目紙をつける。

(注) 「普通手回り品切符に代る証票」とは、第192条に規定する車内片道乗車券又は第225条に規定する車内補充券をいう。以下同じ。

第311条 普通手回り品切符又はこれに代る証票は、切符又は証票に表示された条件に従って当該有料手回り品を車内に持ち込む場合に限り有効とする。ただし、途中下車をしたときは、その効力を失う。

2 普通手回り品切符又はこれに代る証票は、次の各号により係員の検査を受けるとともに、途中下車又は下車の際に、これを係員に引き渡さなければならない。

(1) 前条第2項の規定による普通手回り品切符は、有料手回り品を持ち込む際に係員に呈示してその下部に入銜を受けた後、当該有料手回り品にくくりつけておき、係員から請求があるときはいつでもこれを呈示する。

(2) 普通手回り品切符に代る証票は、旅客がこれを携帯し、係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示する。

(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第312条 旅客が、第307条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第308条の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により荷物営業規則（昭和62年4月九州旅客鉄道株式会社公告第16号。以下「荷物規則」という。）に定める荷物運賃及び増運賃を収受する。

(1) 第307条第1項ただし書第1号から第5号までの規定による物品を持ち込んだとき

当該物品1個ごとの重量によつて計算した相当小荷物運賃（危険品にあつては、荷物規則別表第1項第3号アの規定による10割増の割増小荷物運賃を適用する。）及びその10倍に相当する増運賃を収受するほか、危険品にあつては、次に定める増運賃を合わせて収受する。この場合、当該物品中に危険品以外の物品を混じたときは、危険品の重量（容器又は荷造りの重量を含む。）のみについて計算する。

イ 火薬類 1キログラムについて 1,000円

ロ その他の危険品 1キログラムについて 300円

(2) 前号の外、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだとき

車内に持ち込んだ物品の総重量によつて計算した相当小荷物運賃（持込物品が2個以上であつて、それぞれ適用する小荷物運賃を異にするときは、その全部に対し最高割増を適用して計算する。）及びその2倍に相当する増運賃を収受する。ただし、増運賃は、旅客が、物品の無賃運送を図り荷物運賃を免れる意思が明らかであるときに限つて収受する。

2 前項に規定する荷物運賃及び増運賃は、次の各号に定める区間を運送するものとして計算する。

(1) 前項第1号のときは、乗車券に表示された区間。ただし、旅客が有効の乗車券を所持しないときは、旅客の乗車区間、また、その乗車区間が判明しないときは、当該列車の運転区間とする。

(2) 前項第2号のときは、乗車券に表示された発駅（旅客が有効の乗車券を所持していないときは、列車の発駅）と、旅客を下車させた駅との区間

3 着駅において、旅客が第307条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第308条の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだことを発見したときは、前2項の規定を準用する。

(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)

第313条 旅客が、第307条第1項ただし書第1号から第5号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。

2 前項の規定による荷物運賃及び増運賃は、当該物品を持ち込もうとした駅と乗車券に表示された着駅との区間を運送するものとして計算する。ただし、旅客が有効の乗車券を所持していないときは、当該物品を持ち込もうとした駅と列車の終着駅との区間を運送するものとして計算する。

(旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)

第314条 旅客運送の伴わない物品を、手回り品のように装う等の手段により物品の無賃運送を図つた場合は、無賃運送を図つた者に対し、当該物品の運送区間について、第312条第1項第1号の規定を準用する。

(新幹線にかかる場合の相当小荷物運賃の特則)

第314条の2 前3条の規定により相当小荷物運賃を計算する場合において、手回り品を持ち込み若しくは持ち込もうとした列車又は物品の無賃運送を図った列車が、新幹線の特別急行列車であるときは、相当小荷物運賃の30割増に相当する額を相当小荷物運賃とみなして計算するものとする。

2 前項の場合において、新幹線とその他の区間とにまたがって相当小荷物運賃を計算するときは、それぞれの区間についての相当小荷物運賃を合算したものとする。

(手回り品の保管)

第315条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

(準用規定)

第316条 手回り品に関する容積及び荷物運賃の計算並びに荷物運賃及び増運賃を収受する場合の証票については、別に定めがある場合を除いて、荷物規則の定めを準用する。

第11章 携帯品の一時預り

(一時預りの取扱駅・取扱範囲及び取扱時間)

第317条 旅客の携帯品は、別に定める駅において、一時預りの取扱いをする。ただし、次の各号の1に該当する物品については、一時預りの取扱いをしない。

- (1) 1個の長さが2メートル(運動用具・つり道具及び天幕生活用品を除く。)を超えるもの
- (2) 1個の最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が2メートルを超えるもの
- (3) 1個の重量が30キログラムを超えるもの
- (4) 他の物品を汚損するおそれがあるもの
- (5) 臭気を発するもの又は不潔なもの
- (6) 腐敗又は変質しやすいもの
- (7) 荷造が不完全なもの
- (8) 危険品(別表第4号に定めるもの)
- (9) 荷物規則別表第1項第3号アに定めるもの
- (10) 動物
- (11) 死体

2 自転車は、前項第2号に規定する容積制限にかかわらず、別に定める駅に限って、一時預りの取扱いをする。

3 一時預りの取扱時間は、当該駅に掲示する。

(種類及び性質の申出)

第318条 旅客は、携帯品預入れの際に、その種類及び性質を申し出るものとする。

2 容器・荷造等から携帯品の内容が判明せず、かつ、旅客の申出に疑があるときは、旅客においてその内容を明らかにした場合に限って、一時預りの取扱いをする。

(一口の範囲)

第319条 一時預り品は、1個を一口とする。ただし、集団の旅客から同時に携帯品2個以上の一時預りの申出があつた場合で、預け日数その他の取扱条件を同じくするときは、これらを一口として取り扱うことができる。

(一時預り料)

第320条 携帯品について一時預りの取扱いをする場合は、1個1日1回について、420円の一時預り料を収受する。ただし、預入れの日から6日以後の日については、その2倍とする。

2 前項の規定による料金は、携帯品預入れの際に、預入れ当日1日分の相当額を収受し、預け日数が2日以上のもは、その残額を一時預り品引渡しの際に収受する。

(一時預り切符)

第321条 携帯品の一時預りを受け付けるときは、一時預り切符を交付する。

2 一時預り切符の様式は、次のとおりとする。

第1種 専用切符

表

乙

旅客鉄道会社
一時預り切符

1958 (現品)
(番)

預り日付印

引渡し日付印

甲

旅客鉄道会社
一時預り切符

1958 (預け主)

預り日付印

引渡し日付印

裏

預け主住所・氏名

ご案内

- 1 預り品交付の際に当日分の預り料をいただきます。翌日以降お預りの場合は、荷物をお渡しの際にさらに預り料を申し受けます。
なお、預り料は、表紙に記載の通りですが、6日目からは倍額となっております。
- 2 預り期間は、15日以内ですが5日を過ぎてもお預りのいときは、成程により処理することとなります。
- 3 預り品は、この切符と引換にお渡しいたします。

備考(1) 甲及び乙の2片制とし、甲片を預け主に交付する。

(2) 甲片の上部左方並びに乙片上部中央及び左方に直径4ミリメートルの穴をあける。

(3) 番号は、1号から10,000号までとし、必要に応じ、番号の左方に「い・ろ・は」の例により記号をつける。

(4) 青色刷りとする。

(5) 甲及び乙の両片にわたつて、番号(1号以上のゴシック活字・第3号により記号をつけたときは記号とも)を赤色で表示する。

(6) 同一駅において携帯品一時預り所が2箇所以上ある場合は、その所在箇所を発行駅名の右方「東京駅(八重洲中央口)」の例により表示する。

(7) 紙質は上質紙64g/m²とする。

第2種 共用切符(この様式は、第310条第2項に規定する普通手回り品切符第2種共用切符の様式と同一とする。ただし、乙片に代えて甲片を旅客に交付する。)

(一時預り期間)

第322条 預け主は、預入れの日から15日以内に、一時預り品を引き取らなければならない。

- 2 前項に規定する期間内に一時預り品を引き取らない場合は、事故荷物として、預け駅又は当社が指定した駅において保管する。

(一時預り品の引渡し)

第323条 一時預り品は、一時預り切符と引換に引渡しをする。ただし、当社が正当権利者であると認めるときは、その受領印を受けて引渡しをする。

- 2 前項ただし書の規定によるほか、荷物規則第19条第2項の規定を準用する。

(準用規定)

第324条 荷物規則第24条の規定は、一時預り品について準用する。

別表第1号～別表第4号 内容省略

別表第1号	地方交通線の線名及び区間
別表第1号の2	列車群
別表第2号イ	北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額（幹線内相互発着となる場合）
別表第2号イの2	四国旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額
別表第2号イの3	九州旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額
別表第2号イの4	地方交通線の営業キロの区間
別表第2号イの5	北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）
別表第2号ロ	大人通勤定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）
別表第2号ロの2	北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）
別表第2号ロの3	四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃
別表第2号ロの4	四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）
別表第2号ロの5	四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合）
別表第2号ロの6	九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃
別表第2号ロの7	九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）
別表第2号ロの8	九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合）
別表第2号ハ	大人通勤定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合）
別表第2号ハの2	北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合）
別表第2号ニ	大人通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）
別表第2号ニの2	北海道旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）
別表第2号ニの3	北海道旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）

別表第2号ニの4	北海道旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）
別表第2号ニの5	北海道旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）
別表第2号ニの6	四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃
別表第2号ニの7	四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）
別表第2号ニの8	四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合）
別表第2号ニの9	四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃
別表第2号ニの10	四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）
別表第2号ニの11	四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合）
別表第2号ニの12	四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃
別表第2号ニの13	四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）
別表第2号ニの14	四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合）
別表第2号ニの15	四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線内相互発着となる場合）
別表第2号ニの16	四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）
別表第2号ニの17	四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合）
別表第2号ニの18	九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃
別表第2号ニの19	九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）
別表第2号ニの20	九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合）
別表第2号ニの21	九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃
別表第2号ニの22	九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）

別表第2号ニの23	九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合）
別表第2号ニの24	九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃
別表第2号ニの25	九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）
別表第2号ニの26	九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合）
別表第2号 ホ	大人通学定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合）
別表第2号ホの2	北海道旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合）
別表第2号ホの3	北海道旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合）
別表第2号ホの4	北海道旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合）
別表第2号ホの5	北海道旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合）
別表第2号 ヘ	大人特別車両定期旅客運賃（電車特定区間内相互発着となる場合を除く。）
別表第2号 ト	大人特別車両定期旅客運賃（電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く。）
別表第2号トの2	大人特別車両定期旅客運賃（東京山手線内相互発着となる場合）
別表第2号 チ	削除
別表第2号 リ	削除
別表第2号 ス	小児通勤定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）（特定額）
別表第2号 ル	小児通勤定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合）（特定額）
別表第2号 フ	大人通勤定期旅客運賃（東京山手線内相互発着となる場合）
別表第2号 フの2	大人通勤定期旅客運賃（大阪環状線内相互発着となる場合）
別表第2号 ワ	大人通学定期旅客運賃（東京山手線内相互発着となる場合）
別表第2号 ワの2	大人通学定期旅客運賃（大阪環状線内相互発着となる場合）
別表第2号 カ	小児通勤定期旅客運賃（東京山手線内相互発着となる場合）
別表第2号 カの2	小児通勤定期旅客運賃（大阪環状線内相互発着となる場合）
別表第2号 ヨ	大人通勤定期旅客運賃（東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く。）

別表第2号	ヨの2	大人通勤定期旅客運賃（大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く。）
別表第2号	タ	大人通学定期旅客運賃（東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く。）
別表第2号	タの2	大人通学定期旅客運賃（大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く。）
別表第2号	レ	小児通勤定期旅客運賃（東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く。）（特定額）
別表第2号	レの2	小児通勤定期旅客運賃（大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く。）（特定額）
別表第2号	ソ	削除
別表第2号	ツ	新幹線指定席特急料金
別表第2号	ネ	新幹線指定席特急料金
別表第2号	ナ	新幹線指定席特急料金
別表第2号	ナの2	新幹線指定席特急料金
別表第2号	ラ	新幹線指定席特急料金
別表第2号	ム	新幹線指定席特急料金
別表第2号	ウ	新幹線指定席特急料金
別表第2号の2		行程表又は席番表
別表第3号		（指定席券の様式）
別表第4号		危険品